



2020年10月12日

余市町家賃等軽減助成金申請要領

(申請のガイダンス)

原則 (基本編)

余市町経済部商工観光課

(余市町 令和 2 年度家賃等軽減助成金事業)



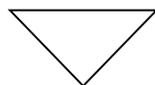
目次

はじめに	4
1. 家賃等軽減助成金とは	4
1-1. 家賃等軽減支援給付金とは	4
2. 申請方法の概要	7
2-1. 申請のながれ	7
2-2. 申請できる法人	8
2-3. 支給額の算定の基礎となる契約・費用	12
2-4. 支給額の算定方法	16
3. 申請方法の詳細	22
3-1. 記載内容・添付書類についての注意	22
3-2. 宣誓	22
3-3. 基本情報	24
3-4. 売上情報	24
3-5. 賃貸借契約情報	30
3-6. 口座情報	34
4. 申請後のながれ	37
4-1. 審査状況と所要日数	37

4-2. 家賃等軽減助成金の振込みのお知らせ	37
4-3. 不正受給への対応	38

申請のガイダンス（原則）

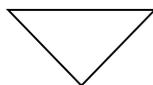
1 余市町家賃等軽減助成金とは



2 申請方法の概要



3 申請方法の詳細



4 申請後のながれ

はじめに

本申請要領（ガイドンス）は、法人向けに作成しています。**個人事業者には、資産（資本）による要件を設けていないほか、売上情報として添付いただく書類の名称が法人と異なります。**ただ、申請にあたっての考え方を理解いただくことができますので、最後までご一読いただきますようお願いいたします。内容については、できるだけ多くの皆さまにご理解いただけるよう、平易な記載になるよう心掛けております。

1. 家賃等軽減助成金とは

1-1. 家賃等軽減支援給付金とは

新型コロナウイルス感染症を契機とした 5 月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続を支えるため、地代・家賃（以下、賃料）の負担を軽減することを目的として、

- ・一定の売上減少に直面している賃借人（かりぬし）である事業者
- ・賃料の全部または一部減免を行った賃貸人（かしぬし）である事業者

に対して助成金を支給します。国の家賃支援給付金は、借主人（かりぬし）である事業者のみを対象としており、余市町は、賃料の全部または一部減免を行った賃貸人（かしぬし）も対象とし、より多くの皆さまのご協力により、事業者の事業継続を下支えしようとするものです。

1-1-1. 支給の対象

個人事業者、資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模企業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人などいわゆる「会社」以外の法人も幅広く対象とします。

▶ 詳細：2-2. 申請できる法人

1-1-2. 支給額

申請日の直前 2 か月以内に支払った賃料、または国の家賃支援給付金給付申請に係る賃料をもとに算定された金額が、支給されます。**月額最大 5 万円かつ 2 か月分（最大 10 万円）**が支給されます。

▶ 詳細：2-4. 支給額の算定方法

1-1-3. 申請の期間

助成金の申請の期間は、令和 2 年（2020 年）**10 月（施行日）から 令和 3 年（2021 年）2 月 15 日（月）まで**※です。

※令和 2 年（2020 年）9 月 28 日現在の予定期間となります。

1-1-4. 申請の手続方法

郵送による手続をお願いします。

申請様式は、余市町ホームページ

(http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/jouhou/keieishien/taisaku_sien_hojo.html) より入手可能です。また、事務局（余市町商工観光課）のほか、余市商工会議所でも紙媒体の配付を行っています。

1-1-5. 相談ダイヤル

<助成金事業全般>

・家賃等軽減助成金事務局：余市町商工観光課

電話番号：0135-21-2125（商工観光課直通）

受付時間：8:45～17:15（土日祝日のほか12月31日から1月5日を除きます）

<事業者確認書>

・余市商工会議所

電話番号：0135-23-2116

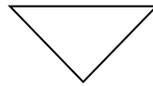
受付時間：8:45～17:15（土日祝日を除きます）

※国の「家賃支援給付金」及び「家賃等軽減助成金」を装った詐欺にご注意ください。

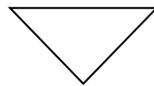
※これらを装った詐欺について、事務局では一切の責任を負いかねます。

申請のガイダンス（原則）

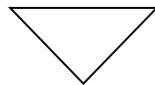
1 余市町家賃等軽減助成金とは



2 申請方法の概要



3 申請方法の詳細



4 申請後のながれ

2. 申請方法の概要

2-1. 申請のながれ

2-1-1. 申請様式の入手

ホームページへアクセスいただくか、または、余市町役場（商工観光課）に紙に印字したものがごさいます。

① ホームページ（電子データ）

次の URL にアクセスしてください。

URL http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/jouhou/keieishien/taisaku_sien_hojo.html

② 紙による提供

余市町経済部商工観光課（余市役場庁舎 2 階）で配付しています。

配付は、平日午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとなります。また、12 月 31 日～1 月 5 日の間は、閉庁させていただいておりますのでご注意ください。

2-1-2. 申請書と添付書類を準備

申請書への記入と申請に必要な書類を準備してください。

※転貸（又貸し）を目的とした取引、自己取引や親族間取引など助成金の支給対象とならない場合があります。

▶詳細：2-3-3.助成金の算定根拠とならない契約

2-1-3.余市商工会議所による事業者確認書の発行

記入済みの申請書と必要な書類を余市商工会議所に持参し、事業者の確認を受けてください。

自身で事業者確認書（要綱様式 3 - 1 または要綱様式 3 - 2）に必要な事項を記入いただき、余市商工会議所の押印を依頼するか、または、事業者確認書の作成（押印を含む）を依頼してください。押印されたものが無い場合は、事務局（余市町商工観光課）で申請を受付することができません。

2-1-4. 申請書、添付書類及び事業者確認書を郵送

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。郵送にあたっては、できるだけ簡易書留、一般書留、レターパックプラスなど送付物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認ができる方法をお選びいただき、送料は申請者でご負担ください。また、差出人の住所及び氏名は必ずご記入ください。

<あて先>

〒046-8546（住所不要）

余市町経済部商工観光課 家賃等軽減助成金事務局

（巻末に送付用あて名を添付しております。切り取り、使用いただけます。）

2-1-5. 家賃等軽減助成金事務局

家賃等軽減助成金事務局：余市町商工観光課で、申請内容を確認します。

※申請に不備があった場合は、家賃等軽減助成金事務局より申請者ご本人あて連絡させていただきますので、申請書の所定欄に日中連絡がとれる連絡先を記入してください。

※事業者確認書については、余市商工会議所より申請者ご本人あて連絡させていただきます。

2-1-6. 支給通知書を送付／ご登録の口座に振り込み

家賃等軽減助成金事務局：余市町商工観光課より、申請者ご本人及び賃貸人（かしぬし）または管理業者あてに支給通知書を送付し、ご登録の口座に振り込みを行います。

▶詳細：4-2. 家賃等軽減助成金の振込みのお知らせ

2-2. 申請できる法人

賃借人等からの申請にあたっては、国の家賃支援給付金に準じ、申請できる法人に要件を設けています。また、国の家賃支援給付金の対象としていない家賃の一部または全部減免を行った賃貸人等についても対象となりますが、資本金（出資額）や常時使用する従業員数の要件を設けています。

2-2-1. 支給の対象となる方（賃借人（かりぬし））

以下のすべてにあてはまる方が対象です。

（1）令和2年（2020年）4月1日時点で、次のいずれかにあてはまる法人であること。ただし、組合もしくはその連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または次のいずれかにあてはまる法人であることが必要です。

① 資本金の額または出資の総額（※1）が、10億円未満であること。

② 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数（※2）が2,000人以下であること。

（2）2019年12月31日以前から事業収入（以下、売上という。）（※3）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

（3）令和2年（2020年）5月から令和2年（2020年）12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより（※4）、以下のいずれかにあてはまること。

① いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して25%以上減っている（例1）

例1) 2020年5月の売上が、前年の同じ月（2019年5月）の売上と比較して25%以上減っている。

2019年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上（万円）	40	40	35	30	40	50	80	40	50	60	50	80

売上が前年同月比25%以上減少

2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
売上（万円）	40	40	35	20	25	30	35

25%以上減っているかの算定式

2020年の特定の月の売上 ≤ 2019年の同じ月の売上 × 0.75 (100% - 25%)

25%以上減っているかの算出例

2019年の5月の売上 × 0.75 (100% - 25%) = 30万円

2020年の5月の売上 = 25万円

2020年 : 25万円 < 2019年 : 30万円

図 2-2-1_1 給付の対象となる売上の要件①

② 連続する 3 か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して 15%以上減っている
(例 2)

例2) 2020年5月から7月までの売上の合計が、前年の同じ期間
(2019年5月から7月まで)の売上の合計と比較して15%以上減っている。

2019年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上（万円）	30	30	60	70	80	50	90	70	75	60	60	80

連続する3か月の売上の合計が
前年の同じ期間の合計と比較して15%以上減った

2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
売上（万円）	30	30	40	30	40	40	60

15%以上減っているかの算定式

2020年の連続する3か月の期間の売上合計 ≤ 2019年の同じ期間の3か月の売上合計 × 0.85 (100% - 15%)

15%以上減っているかの算出例

2019年5～7月の売上合計 × 0.85 (100% - 15%) = 187万円
(80万円 + 50万円 + 90万円)

2020年5～7月の売上合計 = 140万円
(40万円 + 40万円 + 60万円)

2020年 : 140万円 < 2019年 : 187万円

図 2-2-1_2 給付の対象となる売上の要件②

(4) 他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。

▶ 詳細：3-4-2. 記入内容

※1 「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については、「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

※2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をさします。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。）

※3 事業収入は、確定申告書（法人税法第2条第1項31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

※4 売上の減少が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものではないことが明らかであるにもかかわらず、それを偽って支給を受けた場合、不正受給として厳しく対応することがあります。

2-2-2. 支給の対象となる方（賃貸人（かしぬし））

以下のすべてにあてはまる方が対象です。

(1) 令和2年（2020年）4月1日時点で、次のいずれかにあてはまる法人であること。ただし、組合もしくはその連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または次のいずれかにあてはまる法人であることが必要です。

① 資本金の額または出資の総額（※1）が、10億円未満であること。

② 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数（※2）が2,000人以下であること。

(2) 土地・建物を事業のために直接占有させ、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をさせていることの対価として賃料の支払いを受けることについて、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益させるものでないこと（※3）。

▶ 詳細：3-4-2. 記入内容

※1 「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については、「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

※2 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をさします。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。）

※3 法律上の原因なく又は違法に使用及び収益をさせていることが明らかであるにもかかわらず、それを偽って支給を受けた場合、不正受給として厳しく対応することがあります。

2-2-3. 支給の対象外の方

すでに家賃等軽減助成金の支給を受けた方は、再度、家賃等軽減助成金を申請することはできません。また、次のいずれかにあてはまる方は、給付の対象外となります。

- ① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法令に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織もしくは団体
- ⑤ ①～④に掲げる者のほか、助成金の趣旨・目的に照らして適当でないと余市町長が判断する者

2-2-4. 支給要件にあてはまらないが、支給の対象となる可能性がある方

売上の減少を確認するにあたって、支給要件にあてはまらない方でも、次にあてはまる方は、支給の対象となる可能性があります。ただし、通常の要件にあてはまる場合の申請に比べて、申請内容の確認に時間がかかります。

例 外		詳 細
確定申告書類の例外	直前の事業年度の確定申告が完了していない場合などの例外	別冊 1-1.例外①
創業特例	売上が減った月（または連続する3か月の最初の月）に対応する2019年の同じ月から、2019年12月31日までの間に設立した法人 例えば、2019年8月に設立し、令和2年（2020年）5月（または5～7月の3か月）に売上が減った場合は、2019年5月（または5～7月の3か月）の売上が存在しないので、本特例が利用できます。	別冊 1-2.例外②
合併特例	2020年1月1日から2020年の申請に用いる売上が減った月・期間までの間に、合併を行った法人 ※売り上げの減った月（または連続する3か月の最初の月）に対応する2019年の同じ月から2019年12月31日までの間に合併した法人は、創業特例の利用をご検討ください。	別冊 1-3.例外③
連結納税特例	連結納税を行っている法人	別冊 1-4.例外④
罹（り）災特例	災害の影響を受けて、本来よりも2019年の売上などが減っており、平成30年（2018年）または2019年に発行された罹（り）災証明書などをもつ法人	別冊 1-5.例外⑤
法人成り特例	令和2年（2020年）1月1日から令和2年（2020年）の申請に用いる売り上げが減った月・期間までの間	別冊 1-6.例外⑥

	に、個人事業者から法人化した法人 ※売上の減った月（または連続する3か月の最初の月）に対応する2019年の同じ月から2019年12月31日までの間に法人化した	
NPO 法人や公益法人など特例	NPO 法人及び公益法人など	別冊 1-7.例外⑦

2-3. 支給額の算定の基礎となる契約・費用

2-3-1. 支給額の算定の基礎となる契約・費用

以下の契約・費用が給付額算定の基礎となります。

	対 象	対 象 外
契約	・賃貸借契約（土地・建物） ※ 1	・売買契約
費用	・賃料 ※ 2 ・共益費、管理費 ※ 3 ※ 5	左記以外の費用・支出 例) ・電気代、水道代、ガス代 ・減価償却費 ・保険料 ・修繕費 ・動産の賃借料、リース料 ・契約関連費用 （更新費、礼金、解約規約金など） ・敷金・保証金 ・不動産ローン返済額 ・看板設置料 ・販売促進費 ・テナント会費

※ 1 賃貸借以外の形式により土地・建物を使用・収益する契約も給付の対象となる場合がありますが、確認に時間がかかることがあります。

【別冊 2-5.例外⑤、別冊 2-6.例外⑥】

余市町内の土地・建物に発生する賃料のみが支給額算定の対象となります。

※ 2 地代・家賃として税務申告しているなど、申請者自らの事業のために使用・収益する土地・建物の賃料が対象です。従って、地代も対象となり、例えば、事業者自らの事業のために使用・収益する駐車場の地代も対象です。

賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合（一部転貸の場合）、転貸（又貸し）をせず、自らが使用・収益する部分については、支給の対象と

なります。家賃等が売上に連動する場合も支給対象となる場合があります。

- ※3 共益費及び管理費が、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、支給額算定の対象には含まれません。
- ※4 契約書において、賃料と、これら以外の費用が項目ごとに区分されておらず、賃料として一括計上されている場合には、支援額の算定の基礎に含むことがあります。
- ※5 賃料及び共益費・管理費には、消費税及び地方消費税は含まれません。

2-3-2. 支給額の算定根拠となる契約期間

支給の対象となるには、次のすべてにあてはまることが条件となります。

- ① 令和2年（2020年）3月31日時点で、有効な賃貸借契約があること。
- ② 申請日時点で、有効な賃貸借契約があること。
- ③ 申請日より直前3か月間の賃料の支払いの実績があること。

※令和2年（2020年）3月31日から申請日までの間に、引越し、再契約などを行った場合、添付する契約書などは、令和2年（2020年）3月31日時点で締結していたものと、申請日時点で有効なもの、2種類が必要となります。【別冊2-4.例外④】

※同期間内に、契約を更新された場合は、更新をしたことが分かる書類を添付してください。【別冊2-3.例外③】

2-3-3. 支給額の算定根拠とならない契約

以下のいずれかにあてはまる契約は、賃貸借契約であっても、支給の根拠とならない契約のため、これらの賃料は支給額の算定には用いられません。

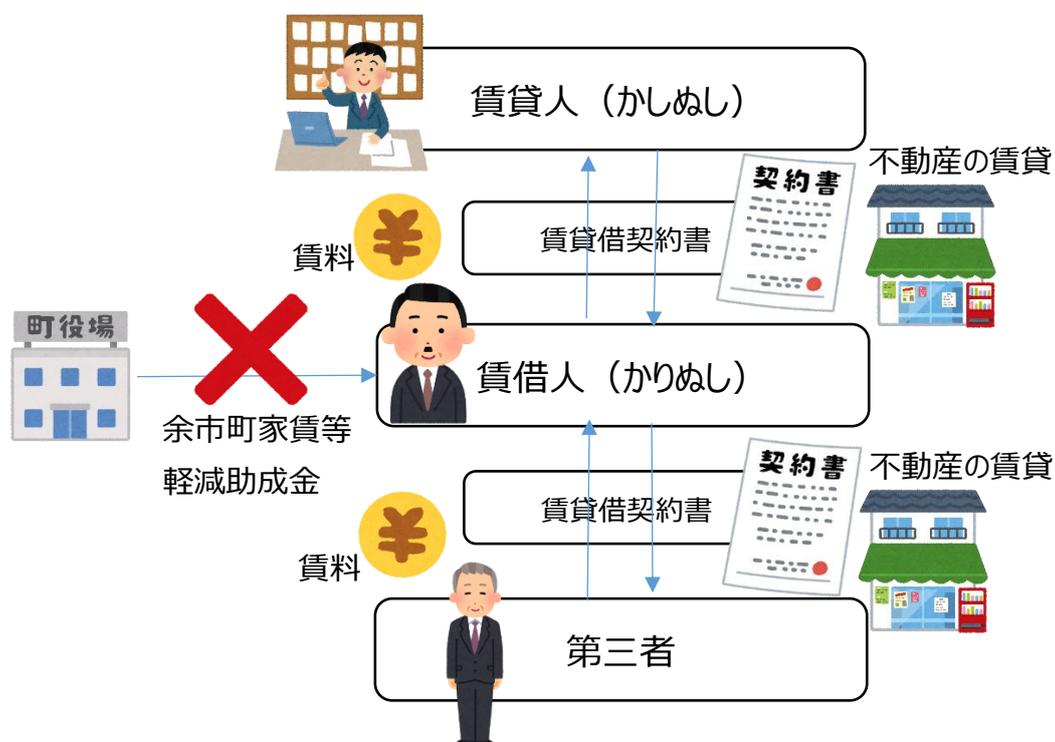
- ① 転貸（又貸し）を目的とした取引（※1）
- ② 賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が実質に同じ人物の取引（自己取引）（※2）
- ③ 賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）（※3）

※1 賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合（一部転貸の場合）をせず自らが使用・収益する部分については、今回の給付の対象となります。

※2 賃貸人（かりぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である場合や、賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の議決権の過半数を有している場合など、会社法に規定する親会社等・子会社等の関係にある場合をさします。

※3 賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が夫婦や親子である場合などをさします。

① 転貸（又貸し）を目的とした取引

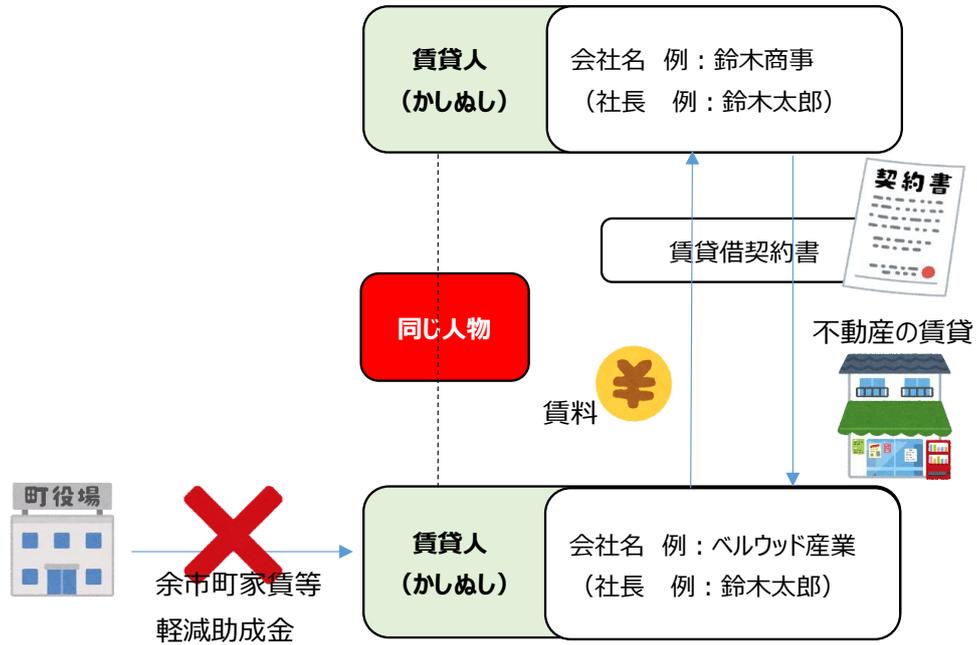


※賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物を全て第三者に転貸（又貸し）をした場合は、今回の支給の対象になりません。

ただし、賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）した場合（一部転貸の場合）、転貸（又貸し）をせず自らが使用収益する部分については、今回の支給の対象となります。

図 2-3-1_1 給付の算定根拠とならない契約の例①

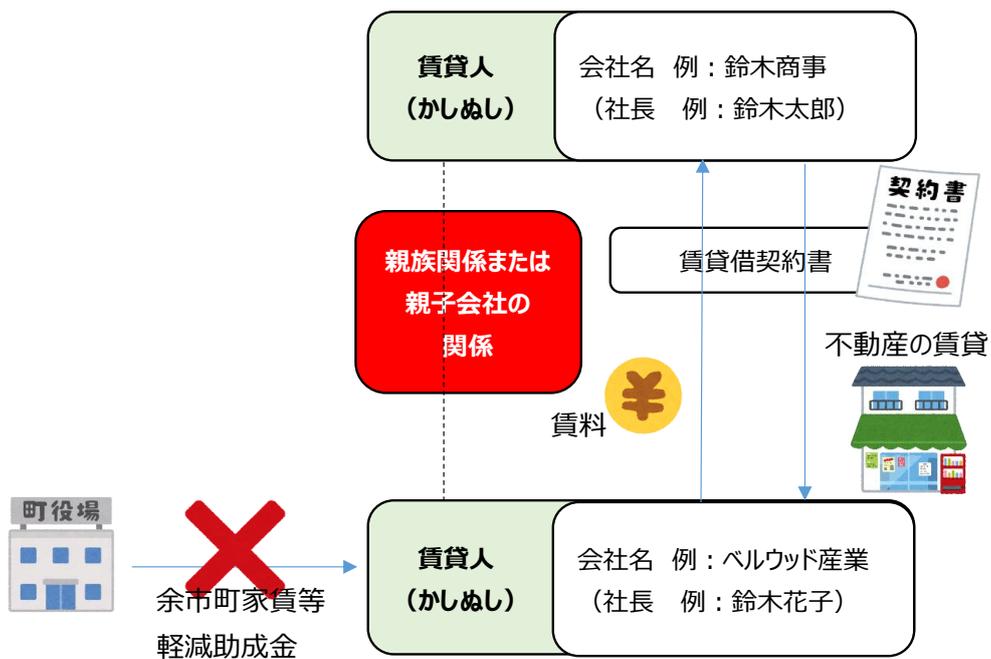
② 賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が実質的に同じ人物の取引（自己取引）



※ 賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役であることや、賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の議決権の過半数を有している場合などの会社法の規定する親会社等・子会社等の関係にある場合、対象になりません。

図 2-3-3_2 給付の算定根拠とならない契約の例②

③ 賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）賃借人（かりぬし）が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）



※賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が夫婦や親子である場合、対象となりません。また、会社同士が親会社・子会社の関係にある場合のほか、会社の社長などが親族関係にある場合なども対象となりません。

図 2-3-3_3 支給の算定根拠とならない契約の例②

2-3-4. 支給に必要な書類が準備できない場合

必要な契約書等の書類が準備できない場合であっても、次にあてはまる方は、支給の対象となる可能性があります。ただし、**通常の要件にあてはまる申請に比べ、確認に時間を要します。**

詳細は、次の表の例外の詳細にてご確認ください。

例 外	詳 細
賃貸借契約書上の賃貸人（かりぬし）の名義と現在の賃貸人（かしぬし）の名義が異なる場合	別冊 2-1. 例外①
申請者が賃貸借契約書の賃借人（かりぬし）などの名義と異なる場合	別冊 2-2. 例外②
令和 2 年（2020 年）3 月 31 日現在と申請日時点において、契約が有効であるのに、契約書を見てもわからない場合	別冊 2-3. 例外③
令和 2 年（2020 年）3 月 31 日から申請日までの間に、引越しなどにより、新たな契約を締結した場合	別冊 2-4. 例外④
土地・建物を賃貸借ではない形態で利用していて、業界団体などによるガイドラインがある場合	別冊 2-5. 例外⑤
土地・建物を賃貸借ではない形態で利用していて、業界団体などによるガイドラインもない場合	別冊 2-6. 例外⑥
契約書が存在しない場合	別冊 2-7. 例外⑦
賃貸人（かりぬし）から賃料の支払の一部減免などを受けている場合	別冊 2-8. 例外⑧

2-4. 支給額の算定方法

2-4-1. 支給額

下図の支給率・上限額の算定方法にしたがって、**月額支給額（上限 5 万円）の 2ヶ月分（最大 10 万円）**を受給することができます。

月額の支給額の算定方法

支払賃料など × 支給率 1/3 ※ただし、5 万円が上限

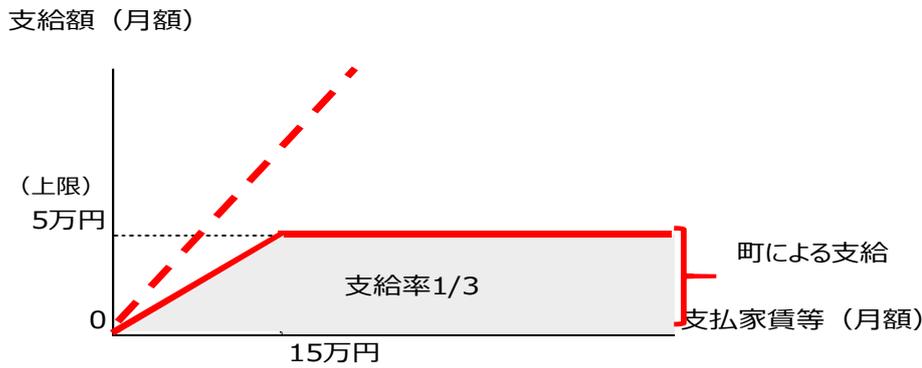


図 2-4-1_1 支給額（月額）の考え方（賃借人（かりぬし））

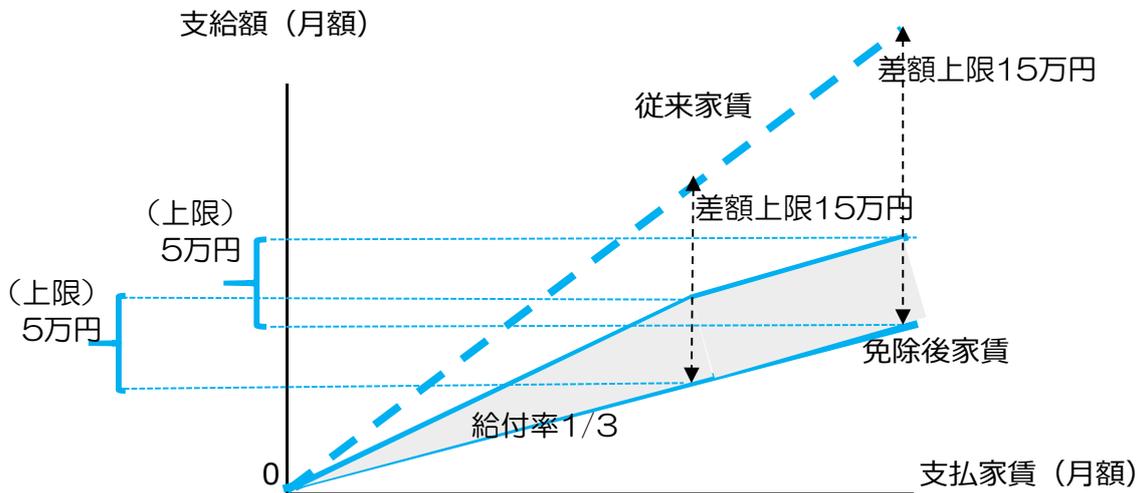
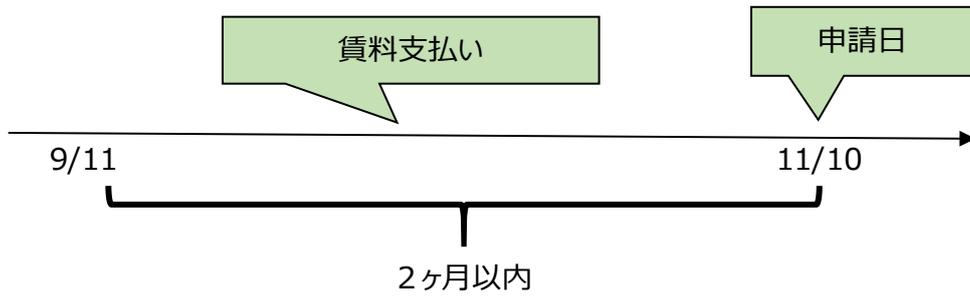


図 2-4-1_2 支給額（月額）の考え方（賃貸人（かしぬし））

2-4-2. 支給額の算定方法

支給額は、申請日の直前 2 か月以内に支払った金額を算定の基礎とします。ただし、支給額の上限は月額 5 万円となります。国の家賃支援給付金の給付決定を受けた場合は、町による助成金の対象期間は、国の給付金の支給対象期間となります。

例) 助成金の申請を 11 月 10 日に行った場合において、10 月 11 日から 11 月 10 日までに、賃料として支払った金額をもとに算定します。



※申請日が11月10日の場合、算定の基礎となる対象の期間は9月11日から11月10日となります。

※国の家賃支援給付金を受給している、または申請を行っている場合は、国の申請内容と同じ期間となります。

図 2-4-2_1 支給額の算定の基礎となる資料

(例) 申請日が11月10日で、11月分の支払いが完了している場合 (月額15万円以内)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃料 (万円)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

支給額
8万円

11月

賃料 12万円

× 1 / 3 × 2 = 8万円

対象の賃料

図 2-4-2_2 支給額の算定例①

(例) 申請日が11月10日で、11月分の支払いが完了している場合 (月額15万円超)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃料 (万円)	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

支給額
10万円

11月

賃料 15万円

× 1 / 3 × 2 = 10万円

対象の賃料

15万円を超えるため、15万円として計算

図 2-4-2_3 支給額の算定例②

(例) 申請日が11月10日で、10月分及び11月分の支払を一部免除している場合(月額15万円以内)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
規定の賃料(万円)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
免除額(万円)	0	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	
免除後の賃料(万円)	12	12	12	6	6	6	6	6	6	6	6	

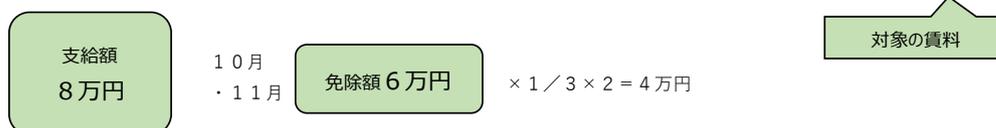


図 2-4-2_4 賃貸人の免除に係る支給額の算定例③

(例) 申請日が11月10日で、10月分及び11月分の支払を一部免除している場合(月額15万円超)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
規定の賃料(万円)	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
免除額(万円)	0	0	0	18	18	18	18	18	18	18	18	
免除後の賃料(万円)	21	21	21	3	3	3	3	3	3	3	3	

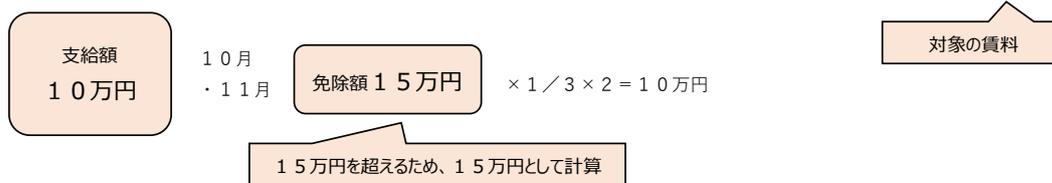


図 2-4-2_5 賃貸人の免除に係る支給額の算定例④

- ※複数の土地・建物を借りている場合、月ごとに賃料を合計した額が、算定の基礎となる資料となります。
- ※複数月分の賃料をまとめて支払っている場合には、申請日の直前の支払いを1か月分に平均した金額を算定の基礎とします。
- ※令和2年(2020年)4月1日以降に賃料の変更があった場合は、令和2年(2020年)3月31日時点で有効な賃貸借契約書に記載されている1か月分の金額と比較し、低い金額を支給額の算定の基礎とします。
- ※賃料が売上額に連動している場合など、月ごとに変動する場合は、申請日の1か月分として支払った賃金の金額と、令和2年(2020年)3月に賃料として支払った金額を比較し、低い金額を支給額の算定の基礎とします。

(例) 2020年4月から賃料が安くなった場合

2020年											
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
賃料 (万円)	12	12	12	10	10	10	10	10	10	10	10

申請月

この金額を算定の対象とする

図 2-4-2_6 支給額の算定例⑤

(例) 2020年4月から賃料が高くなった場合

2020年											
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
賃料 (万円)	10	10	10	12	12	12	12	12	12	12	12

申請月

この金額を算定の対象とする

図 2-4-2_7 支給額の算定例⑥

2-4-3. 支給申請のタイミング

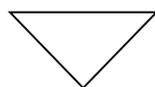
要件にあてはまる借入人たる申請者は、申請の期間中のどの月においても申請を行うことができます。要件に当てはまる賃貸人は、対象期間中に、減免を行っている期間と行っていない期間とがある場合は、減免を行っている期間について、申請を行うことで助成金を受け取ることができます。

2-4-4. 国から家賃支援給付金を受けている場合

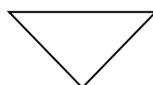
申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、国から家賃支援給付金を受けている場合は、給付の対象となる賃貸借契約及び期間について、町の家賃等軽減助成金を受け取ることができます。ただし、町の支援額は、月 5 万円を限度、最大 2 か月分となります。

申請のガイダンス（原則）

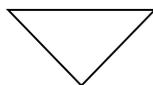
1 余市町家賃等軽減助成金とは



2 申請方法の概要



3 申請方法の詳細



4 申請後のながれ

3.申請方法の詳細

3-1. 記載内容・添付書類についての注意

3-1-1. 申請にあたっての注意

申請にあたり、必須事項の記載及び書類の添付が必要となります。

記載内容・添付書類についての注意

- ・記載の内容に誤りがある場合や添付書類に不備がある場合、内容の確認など時間を要するため、支給までに通常よりも大幅に時間を要します。
- ・添付いただいた書類の内容が明瞭に読めない場合は、内容の確認ができないため、助成金のお支払いができません。

書類の添付にあたってよく発生する不備事例

- ①画像がぼやけて情報を読むことができない。
- ②撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている。一部しか映っていない。

3-2. 宣誓

3-2-1. 宣誓項目

申請者は、助成金を受給するにあたり、次の内容について宣誓いただきます。必ず、自署の誓約書を添付してください。

- ・申請者は、家賃等軽減助成金受給後も、事業を継続する意思があること。
- ・申請者は、支給対象条件を満たしていること。
- ・申請者は、賃貸借契約などに基づいて、自ら営む事業のために他人の所有する土地または建物を使用および収益している、または、使用及び収益をさせていること。
- ・申請者は、申請に係る土地または建物を他者に転貸（又貸し）していないこと。（※1）
- ・申請者は、申請に係る土地または建物が転貸を制限する条項に違反していることを、契約時に認識していなかったこと。（※2）
- ・申請者は、法律上の原因なくまたは違法に土地または建物を使用および収益していないこと。
- ・申請者は、申請に係る土地または建物に関し、自己取引および親族間取引を行っていないこと。
- ・必須入力事項や提出書類などの内容が虚偽でないこと。
- ・申請者は、過去、余市町家賃等軽減助成金の支給通知を受け取った者でないこと。
- ・申請者は、不支給要件に該当しないこと。
- ・申請者は、事務局が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査などの調査に応じること。
- ・申請者は、不正受給（※3）が判明した場合には、規程に従い助成金の返還などを行うこと。
- ・申請者は、暴力団排除に関する誓約事項に同意すること。

- ・申請者は、助成金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること。
- ・申請者は、余市町家賃等軽減助成金支給要綱及び余市町家賃等軽減助成金給付要領に従うこと。
- ・円滑な賃料の支払いのために、支給が確定した旨を、申請者のほか賃貸人（かしぬし）または借借人（かしぬし）に連絡することに同意すること。

※ 1 「申請者は、申請に係る土地または建物を他者に転貸（又貸し）していないこと」とは、次のいずれかを意味します。

- ① 申請に係る土地又は建物の全部を他者に転貸（又貸し）していないこと。
- ② 土地又は建物の一部を転貸（又貸し）している場合には、当該転貸部分に係る賃料を除いて申請すること。

※ 2 「申請に係る土地又は建物が転貸を制限する条項に違反していること」とは、次を意味します。

- ① 申請に係る土地又は建物が転貸（又貸し）されたものであること。（転貸（又貸し）：賃貸人（かしぬし）が第三者から借りた土地又は建物を、さらに申請者に貸していること）
- ② その土地又は建物について、a. 転貸（又貸し）の禁止や、b. 転貸（又貸し）に際して第三者の許可を得ることなどの制限が設けられており、申請者への転貸（又貸し）が、この禁止や制限に反して行われていたこと。また、「・・・違反していることを、契約時に認識していなかったこと」とは、上記①②を、契約時に知っていなかったことを意味します。

※ 3 「不正受給と」とは、次を意味します。

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号各本条に規定するものをいう。）のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書に虚偽の記載を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、または受けようとするなど。

例えば、申請時に廃棄することが確定していたにもかかわらず、「事業を継続する意思があること」の宣誓をすることは、虚偽の宣誓を行ったものとして、不正受給に当たる可能性があります。

3-2-2. 暴力団排除に関する誓約事項

申請者は、助成金を受給するにあたり、次の内容について誓約いただきます。

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の支給の申請から、助成金の受給後においても、次のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
- 四 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

3-3. 基本情報

申請者の情報を記入いただきます。

記入いただく項目

・法人基本情報

法人番号、法人名、法人区分、法人住所及び書類送付先、設立年月日

・代表者情報

代表者役職、代表者氏名、代表者氏名（フリガナ）、代表者生年月日、性別、代表電話番号

・担当者情報

担当者氏名、担当者電話番号

※入力いただく法人名と添付された確定申告書に記載された法人名が一致しない場合は、その理由を記載してください。

※入力いただく法人名又は代表者名と添付された銀行口座の名義を一致していない場合は、その理由を記載してください。

3-4. 売上情報

3-4-1. 支給の対象となる売上（借借人たる申請者）

令和2年（2020年）5月から令和2年（2020年）12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、次のいずれかにあてはまる必要があります。

① **いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して25%以上減っている。**

② **連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の合計と比較して **15%以上減っている**。**

このため、次の情報及び書類が必要となります。

※売上が前年同月比で25%以上減少した月または連続する3か月の売上の合計が前年同月比で15%減少した期間における売上については、新型コロナウイルス感染症対策として国・道・町から事業継続を支援することを目的としてしされる協力金など（持続化給付金を含む）の現金給付を除いて算定することができます。

※売上の減少が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものではないことが明らかであるにも関わらず、

それを偽って支給を受けた場合、不正受給として厳しく対応することがあります。

▶詳細：2-2-1. 支給の対象となる方

3-4-2. 記入内容

申請に必要な次の売上の情報を記載してください。

- ・申請に用いる売上が減少した月・期間
- ・申請に用いる売上が減少した月・期間の売上
- ・売上が減少した月・期間と比較する前年の同じ月・期間の売上

3-4-3. 添付書類

申請に用いる売上を確認するため、次の全ての書類を添付してください。

(3) は e-Tax にて申告を行っている場合のみ添付してください。

- (1)2019 年分の確定申告書別表一の控え（1 枚） [図 3-4-3_1] （※ 1）
- (2)法人事業概況説明書の控え（両面） [図 3-4-3_1] （※ 1）
- (3)受信通知（1 枚） [図 3-4-3_2] （※ 2）
- (4)申請に用いる売上が減った月・期間の売上台帳など [図 3-4-3_3] （※ 3）

※ 1 (1)(2)ともに、申請に用いる売上が減った月・期間と比較する全ての事業年度（売上が減った月・期間の前年度売上が属する全ての事業年度）のものを添付してください。なお、申請に用いる売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。

・確定申告書別表一の控えには、收受日付印押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。 [図 3-4-3_4]

・收受日付印の押印、又は電子申告の日時・日付番号の記載がない場合は、【別冊 1-1. 例外①】にて、売上の減少要件に関わる添付書類をご確認ください。

※ 2 e-Tax にて申告を行っている場合のみ、追加で「その他の必要な書類」に添付してください。

・確定申告書別表一の控えに、收受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号の記載がされている場合には、「受信通知」の添付は必要ありません。

・「受信通知」とは、

- ① 申告者の氏名または名称
- ② 提出先税務署
- ③ 受付日時
- ④ 受付番号及び申告した税目

などが表示された「申告等内容」が税務署に到達したことを確認できる「メール詳細」の画像データをいいます。

・申請に用いる売上が減った月・期間と比較する全ての事業年度（売上が減った月・期間の前年度売上が属する全ての事業年度）のものを添付してください。

なお、申請に用いる売上が減った月・期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。

※3 申請に用いる売上が減った月・期間（2020年）の売上がわかる以下のような売上台帳などを添付してください。（様式の指定はありません。）

- ・経理ソフトから抽出した売上データ
- ・表計算ソフト（エクセルなど）で作成した売上のデータ
- ・手書きの売上台帳のコピー
- ・売上が減った月・期間の売上が分かる法人事業概況説明 など
- ・書類の名称が「売上台帳」でなくても添付いただくことができますが、売上台帳、帳面、その他確定申告の基礎となる書類が条件となります。
- ・「令和2年（2020年）〇月」と明確に記載されていることを確認してください。
- ・申請に用いる売上が減った月・期間の売上であることが分かるように、申請に用いる売上が減った月・期間が記載されている箇所に下線を引いてください。

確定申告書別表一（1枚）

法人事業概況説明書（2枚（両面））

図 3-4-3_1 確定申告書・法人事業概況説明書

受信通知(1枚)

国政電子申告・納税システム(6-712)
ログイン中
実行システム

メール詳細
閉じる

送信されたデータも受け付けました。
 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

【申告内容】

法人種別	〇〇新築番
利用種別番号	9600000000000000
法人又は名称	株式会社〇〇
代表者氏名	〇〇〇〇
発行番号	201901011000000000
発行日時	2019/01/01 11:00:18
種別	法人税及び地方法人税申告
課税年度 年	第
課税年度 月	平成30年04月01日
納期	平成31年10月31日
法人の種類	法人税
所得金額又は大株金額	確定
法人確定法人税額	1,000,000円
大株金又は大株課税金額の取崩金額	1,000,000円
取崩一額超過した繰入金又は取崩課税金	---
納期	---
法人の種類	地方法人税
課税標準法人税額	確定
法人確定地方法人税額	1,000,000円
備考	

図 3-4-3_2 受信通知

経理ソフトから抽出した売上データ

申請にもちいる月、期間、売上に、下線をひく・枠で囲むなどはっきりわかるように表記すること

表計算ソフトで作成した売上データ

月次損益計算書

勘定科目	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2020年1月	2020年2月	2020年3月	計
売上高	3,800	4,000	4,500	5,000	5,000	5,500	4,500	4,000	56,300
売上原価	2,700	3,000	3,200	3,500	3,500	3,000	3,500	4,200	40,400
売上総利益	1,000	1,200	1,300	1,500	1,500	1,100	1,000	1,500	15,900
販売費及び一般管理費	800	800	900	1,000	1,000	900	1,000	1,100	11,500
営業利益	190	220	390	400	400	200	0	300	4,400
営業外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

売上が減った期間の前年の同じ月の売上が明確にわかるようにすること

手書きの売上台帳のコピーなど

売上台帳

2020年5月分
株式会社やちん

売上が減った月が明確にわかるようにすること

日付	摘要	金額
5/7	商品 A	40,000
	商品 B	50,000
5/11	商品 C	60,000
	商品 D	
合計金額		1,500,000

売上が明確にわかるようにすること

図 3-4-3_3 売上台帳など

収受日付印イメージ

● 収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押印していただく。収受日付印は、収受事実の証明に有効です。内容を確認するものではありません。内容を確認するものは、納税証明書で証明する必要があります。納税証明書で証明する場合は、納税証明書で証明する必要があります。

● この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書も提出する必要があります。

図 3-4-3_4 確定申告書別表 1 の収受日付印の押印

3-4-4. 売上情報に関する注意・よくある不備

添付書類に不備がある場合、内容の確認などに時間を要するため、支給までに通常よりも大幅に時間を要します。また、助成金の支給ができない場合がありますので、申請の手続の前に、次に掲げるような**不備がないことを確認してください。**

確定申告書における不備

- ① **確定申告書別表一**ではなく、消費税の確定申告書が添付されている。
- ② **該当する年度**のものではない古い確定申告書が添付されている。
- ③ 申請書に記載した売上と、確定申告書に記載されている売上が異なる。
- ④ 法人事業概況説明書の 1 枚目に**売上の記載**がない。
- ⑤ 法人事業概況説明書の 2 枚目に**月別の売上の記載**がない。
- ⑥ 確定申告書別表一の**控えの収受日付印**が無い。
- ⑦ **e-Tax の受信通知**が添付されていない。

※④～⑦について、記載や印のある書類の提出や通知の添付がどうしても困難な場合、代替措置が認められる可能性があります。

▶詳細：3-4-3. 添付書類

売上台帳における不備

- ② 売上台帳の売上と、入力した売上が一致しない。
- ③ 売上台帳の月・期間と、入力時に選択した月・期間が一致しない。
- ④ 売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録及び請求書などを添付している。
- ⑤ 今年の売上台帳ではなく、前年の売上台帳を添付している。
- ⑥ 添付された売上台帳に記載されている月が対象期間外になっている。（今年ではない。申請日よりも未来の月など。）

3-5. 賃貸借契約情報

3-5-1. 支給額の算定の基礎となる契約・費用

次の契約・費用が支給額算定の基礎となります。

▶詳細：2-2. 申請できる法人

	対 象	対 象 外
契約	・賃貸借契約（土地・建物）（※1）	・売買契約
費用	・賃料（※2） ・共益費、管理費（※3） ※5	左記以外の費用・支出（※4） 例) ・電気代、水道代、ガス代 ・減価償却費 ・保険料 ・修繕費 ・動産の賃借料、リース料 ・契約関連費用 （更新費、礼金、解約規約金など） ・敷金・保証金 ・不動産ローン返済額 ・看板設置料 ・販売促進費 ・テナント会費

※1 賃貸借以外の形式により土地・建物を使用・収益する契約も支援の対象となる場合がありますが、確認に時間がかかることがあります。

【別冊 2-5. 例外⑤、別冊 2-6. 例外⑥】

余市町内の土地・建物に発生する賃料のみが支給額算定の対象となります。

※2 地代・家賃として税務申告しているなど、申請者自らの事業のために使用・収益する土地・建物の賃料が対象です。

賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合（一部転貸の場合）、転貸（又貸し）をせず、自らが使用・収益する部分については、支給の対象となります。

賃料が売上に直結する場合も給付の対象となる場合があります。

※3 共益費及び管理費が、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、支援額算定の対象には含まれません。

※4 契約書において、賃料と、これら以外の費用が項目ごとに区分されておらず、賃料として一括計上されている場合には、支援額の算定の基礎に含むことがあります。

※5 賃料及び共益費・管理費には、消費税及び地方消費税は含まれません。

▶詳細：別冊 2. 支援に必要な書類が準備できない場合

3-5-2. 記載内容

支給額の算定のための賃料の情報として、次の内容を記載してください。なお、複数の土地または建物を借りている場合など複数の賃貸借契約に基づく資料を、支給額の算定の基礎の金額として用いるには、契約ごとに情報を記載する必要があります。

記載いただく内容は次のとおりです。

- (1) 賃貸人（かりぬし）情報（氏名／法人名、住所、電話番号）（※1）
- (2) 賃借人（かりぬし）情報（氏名／法人名、住所）
- (3) 契約上の賃料、共益費及び管理費
- (4) 物件の情報（住所など）
- (5) 実際に直前2か月以内に支払った賃料
- (6) 国の家賃支援給付金を受けた場合は、その金額

※1 円滑な賃料の支払いのために、支給が確定した旨を申請者に加え、賃貸人（かりぬし）にも連絡させていただくために記入いただくものです。

※2 賃借人（かりぬし）は、原則として申請者と同じ方となります（異なる場合は、【別冊 2-2. 例外②】）。

3-5-3. 添付書類

入力した情報を裏付ける書類として、以下の書類を添付してください。

- (1) 賃貸借契約書の写し [図 3-5-3_2 支払実績など]（※1）
- (2) 直近3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 [図 3-5-3_2 支払実績など]（※2）

- ・銀行通帳の表紙の写し及び支払実績が分かる部分の写し（2か月）
- ・銀行取引明細書（振込明細書）
- ・賃貸人（かりぬし）からの領収書
- ・所定の様式による、賃料を支払っている旨の証明書

※1 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、令和2（2020年）3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。このいずれかを満たさずとも、以下の例外によって申請することができる場合がありますが、通常よりも確認に時間を要することがあります。名義が異なる場合は、追加の書類を添付することにより、例外的に申請が認められる場合があります。

【別冊 2-2. 例外②】

契約を更新している場合や、引越などにより3月31日と申請日とで異なる契約が締結されている場合も、追加の書類を添付することにより、例外的に申請が認められる場合があります。

【別冊 2-3. 例外③、別冊 2-4. 例外④】

また、そもそも賃貸借契約書の写しをお持ちでない場合でも、かわりの書類を添付することにより、例外的に申請が認められる場合があります。

【別冊 2-7. 例外⑦】

※ 2 原則として直前 2 か月以内に、2 か月分の賃料を支払ったことを証明する書類として、次のいずれかなどを添付してください。

・銀行通帳の表紙の写し及び支払い実績が分かる部分の写し（3 か月分）。電子通帳や当座口座などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳などの画面の画像を添付してください。

・振込明細書

・領収書

該当する振込が分かるよう対象箇所に印をつけてください。

口座名義人・振込先・振込日付・振込金額が分かるようにコピーしてください。

支払の実績を証明する資料が添付できない場合は、追加の書類を添付することにより、例外的に申請が認められる場合があります。

【別冊 2-8. 例外⑧】

2020年2月1日

① 賃貸借契約書

貸主 給付 花子(以下「甲」という)及び借主 給付 太郎(以下「乙」という)は下記の② 物件について、賃貸借契約を締結しました。

貸主 (甲) 給付 花子 ④

借主 (乙) 給付 太郎 ⑤

③ 印

③ 印

- 物件情報

名称 XXXXXX

所在 東京都〇〇区〇〇町 X-X-X ⑥
- 賃貸借期間

2020年2月から2021年2月までの1年間 ⑦
- 賃料・支払時期

項目	金額	支払時期等
賃料	XXXXXX 円	
<input type="checkbox"/> 敷金	XXXXXX 円	
<input type="checkbox"/> 礼金	XXXXXX 円	
<input type="checkbox"/> 共益費	XXXXXX 円	
<input type="checkbox"/> 管理費	XXXXXX 円	

⑧

図 3-5-3_1 賃貸借契約書

- ① 賃貸借契約であることが確認できる箇所に印をつける
 - ② 土地・建物の契約であることが確認できる箇所に印をつける
 - ③ 押印されていることを確認する。ただし署名があれば押印は不要
 - ④ 賃貸人（かしぬし）が現在の賃貸人と同じであることを確認する
 - ⑤ 賃借人（かりぬし）が申請者ご自身の名義であることを確認する
 - ⑥ 対象となる土地・建物の住所が分かる箇所に印をつける
 - ⑦ 令和2年（2020年）3月31日時点と申請日時点の両方で有効な契約であることを確認する
 - ⑧ 申請する該当費用（賃料、共益費・管理費）に印をつける
- ※ 賃貸借契約書のすべてのページを添付してください。上記に当てはまらない契約書でも、例外的に申請できる場合があります。【別冊 2】

(2) 法人名義の通帳を開いた1・2ページ目の両方

※通帳の口座名義と申請者が一致している必要があります。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が表示されている画面などを印刷してください。

※同様に当座口座で紙媒体の通帳が無い場合も、電子通帳などを印刷してください。

※金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が分かるように印刷してください。

※口座情報が一つでも確認できない場合は、振込ができず、助成金のお支払ができません。

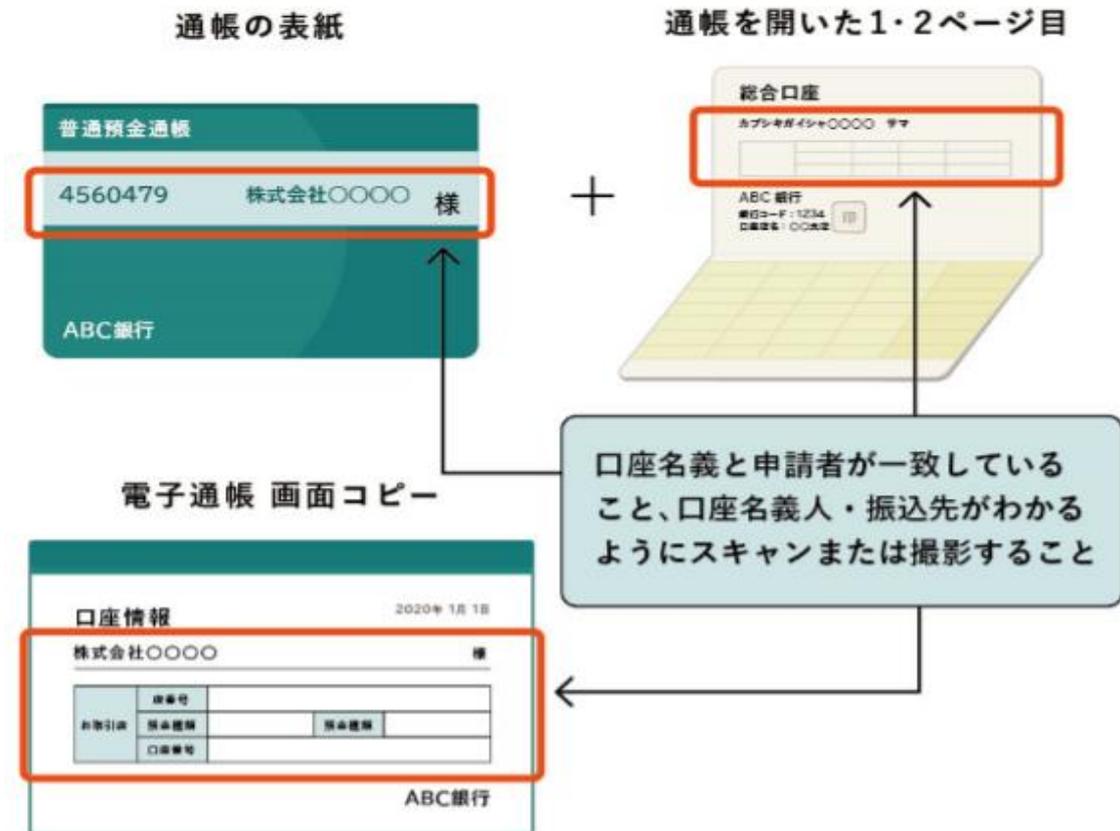
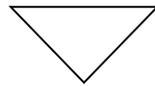


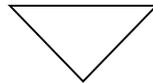
図 3-6-2_1 口座情報

申請のガイダンス（原則）

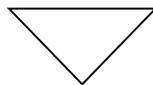
1 余市町家賃等軽減助成金とは



2 申請方法の概要



3 申請方法の詳細



4 申請後のながれ

4.申請後のながれ

4-1. 審査状況と所要日数

契約形態などによって添付書類が異なること、また、確認事項が多いことから、他の補助金・助成金よりも、審査に要する日数が多くかかります。余裕を持って、申請いただくようお願いします。また、個別の助成金入金予定などのお問い合わせには、応じ兼ねますので、あらかじめお知りおきください。

4-2. 家賃等軽減助成金の振込みのお知らせ

家賃等軽減助成金事務局（商工観光課）は、申請の確認を完了し、家賃等助成金の振込を決定した後に、登録いただいた住所あてに、家賃等軽減助成金の振込のお知らせを送付するとともに、振込を行います。

また、国の家賃支援給付金の取扱いに準じ、円滑な賃料の支払いのため、**申請者のほか、登録いただいた賃貸借契約の相手方（賃貸人（かしぬし）または賃借人（かりぬし）あてに、申請者に対して助成金を振り込む旨、お知らせを送付**します。

(様式6)

余 程 号
令和 年 (年) 月 日

標
余市町長 齊藤 密 印

(仮称) 余市町家賃等軽減助成金支給決定通知書

令和 年 (年) 月 日付は申請のありました(原称)余市町家賃等軽減助成金の支給につきまして、次のとおり決定しましたので(原称)余市町家賃等軽減助成金支給要綱第7条の規定に基づき通知します。

対象となる施設	(所在地)
	(面積)
対象となる施設	(契約の相手方)
	住所・所在地
	名称
対象期間	令和 年 (年) 月 日～令和 年 (年) 月 日
支給対象額	令和 年 (年) 月 日
	令和 年 (年) 月 日
支給額	金 円

数 示

- 1 支給予定日は、本通知日から約1週間後になります。
- 2 本通知書が送付された場合であっても、申請書に記載した口座情報に誤りがある場合など、助成金が支給されない場合があります。本通知日から2週間を経過しても振り込まれない場合は、余市町経済部商工観光課までお問合せください。
- 3 本助成金に関して、余市町から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
- 4 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所等）の求めに応じて提供する場合があります。

連絡先
経済部商工観光課
電話：0135-21-2125（直通）

※申請者以外（賃貸人、賃借人及び管理業者）あてのお知らせは、若干異なることがあります。

図 4-2_1 家賃等軽減助成金の振込のお知らせ（申請者）

4-3. 不正受給への対応

家賃等軽減助成金事務局（商工観光課）は、提出された基本情報などについて確認を行い、不審な点が見られる場合などには、申請者及びその関係者に対する、関係書類の提出要請、事情聴取及び立入検査などの調整を行うことがあります。

この結果、家賃等軽減助成金事務局（商工観光課）は、調査の結果、申請者の申請が支給要件にあてはまらなことが判明した場合には、申請者に対して不支給決定を行い、不正受給（※）が疑われる場合には、次の対応を行うことがあります。

- ① 不正受給を行った申請者は、返還を請求された助成金の金額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年率 10.95%の割合で算定した延滞金を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの金額を請求する旨の通知を行う。
- ② 不正受給が発覚した場合には、事務局は原則として申請者の法人名などの公表を行う。
- ③ 町長又は事務局は、不正の内容により、不正に助成金を受給した申請者を告訴又は告発する。

※「不正受給」とは、以下を意味します。

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各本条に規定するものをいう。）のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報などに虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、又は受けようとする事など。

例えば、申請時に廃棄することが確定していたにも関わらず、「事業を継続する意思があること」の宣誓をすることは、虚偽の宣誓を行ったものとして、不正受給にあたる可能性があります。

(巻末)

申請書、事業者確認書及び添付書類を郵送により提出いただく際に、点線部を切り取り、あて名としてご利用ください（送料は、発信者にてご負担ください）。

-----切り取り線-----

〒046－8546

余市郡余市町朝日町26番地

余市町庁舎2階

余市町経済部商工観光課

家賃等軽減助成金担当 行